



宝塚市諮問第33号

宝塚市環境審議会

宝塚市気候非常事態宣言の策定について（諮問）

宝塚市環境基本条例第24条第2項第1号の規定により、標記のことについて諮問します。

令和3年（2021年）2月4日

宝塚市長 中川 智子



諮問趣旨

近年、地球温暖化の進行により、世界各地やわが国において、異常気象による自然災害が多発し、甚大な被害が発生するとともに、熱中症の増加、農作物・生態系へ影響も生じるなど、気候変動の危機的な状況が顕在化しており、今後、適切な対応をとらなければ、将来、過酷な気候変動の影響を受けることになると予測されています。

このような状況の中、本市においては、昨年9月市議会定例会において「気候危機に対して宝塚市の適切な対応を求める請願」が採択され、「宝塚市気候非常事態宣言書」策定を検討することなどが求められています。また、昨年10月には政府が「2050年に温室効果ガス排出実質ゼロを目指す」方針を表明し、国全体で地球温暖化対策をさらに推進していくことが示されました。

以上の状況を踏まえ、気候変動が危機的な状況になっていることを市、市民、事業者が共有し、一体となって地球温暖化対策を推進するため、宝塚市気候非常事態宣言の策定について諮問するものです。